

令和6年7月31日

和光市子ども・子育て支援会議
会長 森田 明美 様

和光市子ども・子育て支援会議
保育料検討部会
部会長 五十嵐 裕子

令和6年度第1回和光市子ども・子育て支援会議保育料検討部会に付された事項に
対する審議結果について（報告）

令和6年5月15日で当会議に付された事項について、第2期和光市子ども・子育て支
援事業計画及び市の子ども子育て支援行政の現状等を踏まえて審査した結果、次のとおり
結論を得ましたので、報告します。

記

1 付託事項

和光市保育料の見直しについて（令和7年度～令和9年度）

2 審議結果（報告）

付託事項につき、原案のとおり承認する。

- (1) 和光市保育料は、現行のままとする（階層の細分化部分を除く）。
- (2) 保育料を算定するための基準額表の第13階層を細分化し、第15階層とする。

なお、提出された以下の意見については、裏面のとおり。

以 上

和光市子ども・子育て支援会議保育料検討部会 各委員意見

■議題 和光市保育料の見直しに関するご意見

- ・ 3歳以上の保育は国が幼児教育として位置づけ、国が保育の無償化を行っている。乳児の保育には費用がかかるという事情もわかるが、家賃を払ったりいろいろな出費を考えると、保育料は負担であると思う。
- ・ 和光市では、子ども・子育て支援の第3期の計画を立てているので、その中で和光市は生活しやすいとか、子どもを育てやすいとか、和光市の方針として子育て家庭をしっかりとサポートするという考え方が反映されるような施策にしてもらいたい。
- ・ 高い保育料を払っているのだから、良い保育を提供してくれるはずという保護者の期待があるのではないかな。
- ・ 該当する世帯が最も多い階層の保育料については、他市と比較するとそんなに大きく差はないと思った。今回の改定に関しては、所得が高いグループの人達に、和光市としてどう配慮し、どのように考えていくのかだと思う。
- ・ 階層がなだらかな方が、保育料を支払うにしても良いかなと思う。
- ・ 国が定める基準の保育料については、国が検討しなければならないと思う。新型コロナウイルス感染症や物価高騰等、社会情勢が変わっているので、国が基準を変えないといけないと思う。

単位（上段：円、下段：人）

現階層	定義	減免区分	新階層	保育料	第1子	第2子	第3子	合計（円）
1	生活保護世帯（国① 生活保護世帯）		1	0	0	0	0	0
2	1階層を除いた非課税世帯（国② ～260万）		2	0	0	0	0	0
3	1階層及び2階層を除いた所得割0円の世帯	要保護世帯	3	0	0	0	0	10,800
		上記以外		7,200	7,200	3,600	0	
4	所得割48,600円未満（国③ ～330万）	要保護世帯	4	9,000	9,000	0	0	405,000
		上記以外		15,600	15,600	7,800	0	
5	所得割48,600円以上（国④ ～360万）	要保護世帯	5	9,000	9,000	4,500	0	358,500
		上記以外		24,000	24,000	12,000	0	
	9,100円			0				
6	所得割57,700円以上（国④ ～470万）	要保護世帯且つ所得割77,101円未満	6	9,000	9,000	4,500	0	1,720,500
		上記以外		24,000	24,000	12,000	0	
	39,300円			8,040				
7	所得割97,000円以上（国⑤ 470万～）		7	32,040	32,040	16,020	0	2,739,420
	36,000円			3,560				
8	所得割133,000円以上		8	35,600	35,600	17,800	0	3,204,000
	36,000円			8,320				
9	所得割169,000円以上（国⑥ 640万～）		9	43,920	43,920	21,960	0	7,664,040
	33,000円			4,880				
10	所得割235,000円以上		10	48,800	48,800	24,400	0	5,514,400
	33,000円			8,800				
11	所得割301,000円以上（国⑦ 930万～）		11	57,600	57,600	28,800	0	3,888,000
	48,000円			6,400				
12	所得割349,000円以上		12	64,000	64,000	32,000	0	1,952,000
	48,000円			6,400				
13	所得割397,000円以上（国⑧ 1,130万～）		13	70,400	70,400	35,200	0	1,584,000
	48,000円			6,400				
	所得割445,000円以上		14	76,800	76,800	38,400	0	1,152,000
	48,000円			6,400				
	所得割493,000円以上		15	83,200	83,200	41,600	0	2,412,800

※最上位階層の月額保育料については、県内最上位のため見直しの対象外としている。

※現行の12階層と13階層との間差額が19,200円と他の階層と比較すると間差額が大きく、市長への手紙でも意見が寄せられていることから、第13階層を細分化し2つの階層を追加、最高額の適用となる所得割額を397,000円から493,000円へと変更する案。保育料については、現行の第13階層と第12階層との間差額19,200円を3分し、間差額6,400円に設定。

※保育料総額としては、最高額適用者が新規階層の保育料額となるため減少する。

合計（月） 合計（年間）

621 304 14 32,605,460 円 391,265,520 円

現行との差額（月）	現行との差額（年間）
△ 384,000 円	△ 4,608,000 円

令和 6 年 7 月 3 1 日

和光市子ども・子育て支援会議
会長 森田 明美 様

和光市子ども・子育て支援会議
基準検討部会
部会長 五十嵐 裕子

令和 6 年度第 1 回和光市子ども・子育て支援会議基準検討部会に付された事項に対する審議結果について（報告）

令和 6 年 5 月 1 5 日で当会議に付された事項について、第 2 期和光市子ども・子育て支援事業計画及び市の子ども子育て支援行政の現状等を踏まえて審査した結果、次のとおり結論を得ましたので、報告します。

記

1 付託事項

- (1) 和光市保育の必要量区分基準の改正について
- (2) 和光市保育の必要性の基準の改正について

2 審議結果（報告）

付託事項につき、原案のとおり承認する。

- (1) 和光市保育の必要量区分基準の改正について

和光市における保育の必要量の区分の基準に、保育の必要性の事由が 1 月あたり 1 2 0 時間未満の就労の場合における、保育標準時間認定の特例を追加する。

- (2) 和光市保育の必要性の基準の改正について

ア きょうだい児加点要件を分かりやすく整理するとともに、きょうだい児加点に認定こども園の 1 号認定を受けているきょうだい児を含むこととする。

イ 障害又は疾病を有する同居者の年齢制限を撤廃し、対象者を明確にする。

ウ 医療的ケア児に係る保育優先事項を追加する。

なお、提出された以下の意見については、裏面のとおり。

以 上

和光市子ども・子育て支援会議基準検討部会 各委員意見

■議題1 和光市保育の必要量区分基準の改正に関するご意見

- ・異議なし

■議題2 和光市保育の必要性の基準の改正に関するご意見

- ・1号認定であっても同じ施設で、兄弟が一緒に通う方が、保護者としても大変助かる。施設が異なると、行事も別々、登園や降園も別々というのは、大変負担が大きいので、加点された方が、保護者にとってはありがたいと思う。
- ・医療的ケア児保育について、今まで、全くなかったところに門戸が開かれるというのは、大変嬉しいことである。